

A1 燕市訪問型サービス(みなし)サービスコード表(現行相当みなし指定:平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業者用)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,168単位		1,168	1月につき ※注
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,051	
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736	
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 38単位		38	1日につき
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27	
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	34	
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24	
A1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,335単位		2,335	1月につき ※注
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,102	
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472	
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77単位		77	1日につき
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54	
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	69	
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49	
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,704単位		3,704	1月につき ※注
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593	
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3,334	
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334	
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 122単位		122	1日につき
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85	
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	110	
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77	
A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 266単位 ※1月の中で全部で4回まで		266	1回につき
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	186	
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	239	
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	167	
A1	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 270単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで		270	
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189	
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	243	
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	170	
A1	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(みなし)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで		285	
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200	
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	257	
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	180	
A1	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費(みなし)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満) 165単位 ※1月につき22回まで		165	1回につき
A1	1413	訪問型短時間サービス・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	116	
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	149	
A1	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	104	
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算		1日につき
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算		1回につき
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1日につき
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算		1回につき
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算		1回につき
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算		100単位加算	100	
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算		
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 80%加算		

※注 ニ～トにより算定した1月当たりの単位が、イ～ハの合成単位数を超える場合のみ使用する。